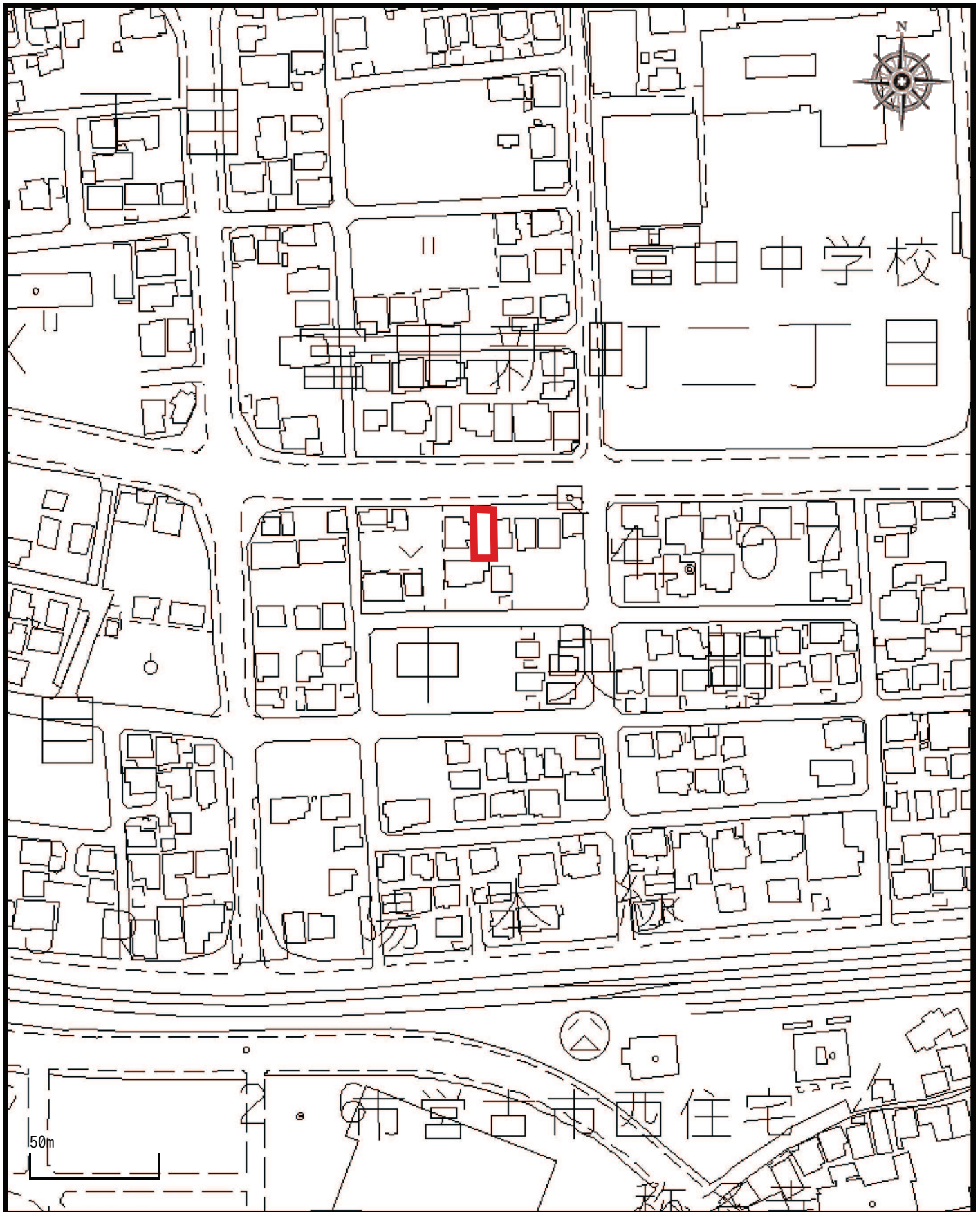


物件番号 5

所在地番	中央町14番11,14番12					
入札最低価格 (予定価格)	11,000,000 円 (m ² 単価 62,171 円 坪単価 205,530 円)					
登記地目	宅地	登記地積	14番11 114.53㎡ 14番12 62.40㎡ 合計176.93㎡	実測地積	14番11 114.53㎡ 14番12 62.40㎡ 合計176.93㎡	合計 53.52坪
用途地域	第一種住居地域		建ぺい率	60 %	容積率	200 %
その他 法令上の制限 など	建築基準法22条区域 居住促進区域 宅地造成等工事規制区域 土地区画整理事業区域内(周南都市計画事業富田西部第一土地区画整理事業 事業 済み)					
供給処理 施設の状況	電気	可		都市ガス	可	
	上水道	可		下水道	可	
接道	北側 幅員約19mの舗装県道 (建築基準法第42条1項1号)					
交通機関	駅	JR新南陽駅 約1km		バス停	新町口 約0.2km 富田中前 約0.13km	
公共施設・機関 までの距離	市民センター等	学び・交流プラザ 約0.4km		郵便局	新南陽富田郵便局 約0.4km	
	小学校	富田西小学校 約0.9km		中学校	富田中学校 約0.35km	
	スーパー	アルク新南陽 約0.4km				
参考事項	・物件は現状有姿のままでの引渡しとなります。 ・土壌汚染調査、地盤調査、地下埋設物の調査等はありません。 ・埋設物として、対象不動産の一部に使用されていない水道管が埋まっている可能性があります。 ・地下埋設物等があった場合においても撤去及びその費用については、市は対応いたしません。 ・下水道を利用する際には、受益者負担金の納付が必要です。 ※法令等の制限やインフラ、その他物件に関することは、申込者の責任において再度調査をお願いします。					

※実測地積の坪換算及び坪単価の算出は、1坪≒3.30578m²として行いました。

地図



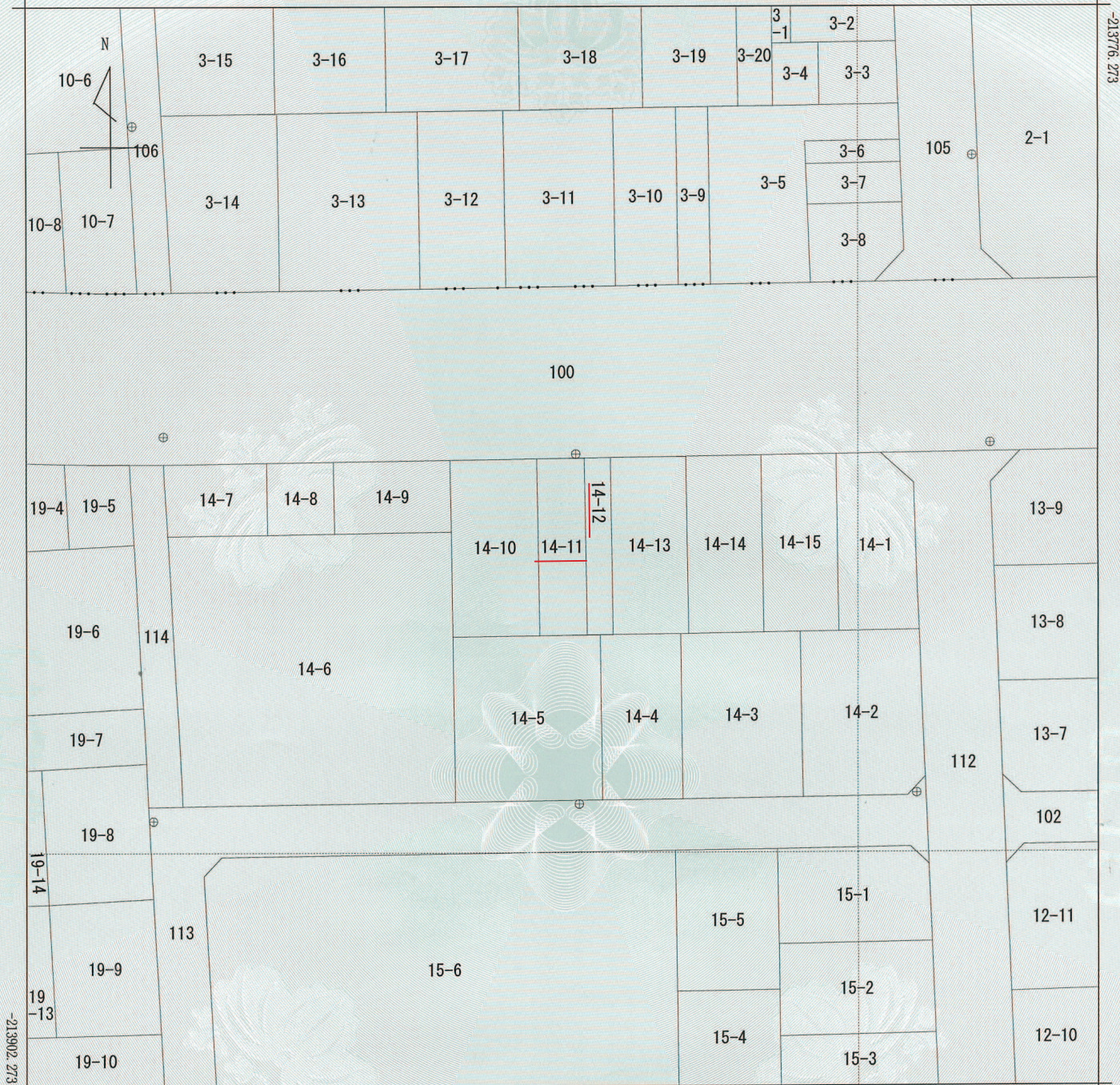
1 / 2,000

この地図は参考図であり、都市計画その他の内容を証明するものではなく、重要な事項の確認等には使用できません。

2026年09月28日 14時00分

(座標値種別：測量成果)

-37422.046



-37547.046

(座標値種別：測量成果)

地番 区域見出	富田新町2丁目
	中央町

請求部	所在	周南市中央町				地番	14番11			
出力尺	1/500	精度区分	甲二	座標系番号又は記号	Ⅲ	分類	地図(法第14条第1項)		種類	土地区画整理所在図
作成年月日	令和6年1月			備付年月日(原図)	令和6年10月28日			補記事項		

これは地図に記録されている内容を証明した書面である。

令和8年4月10日
山口地方務局周南支局
登記官

請求番号：13-6
(1/1)

野村博子



公用

表題部	(土地の表示)	調製	余白	不動産番号	2501010078127
地図番号	(V25)13-2	筆界特定	余白		
所在	周南市中央町		余白		
①地番	②地目	③地積	m ²	原因及びその日付〔登記の日付〕	
14番11	宅地	114	53	令和6年8月24日 土地区画整理法による換地処分 〔令和6年8月26日〕	
所有者	周南市				

権利部 (甲区) (所有権に関する事項)			
順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項
1	所有権保存	令和6年10月23日 第14972号	所有者 周南市



これは登記記録に記録されている事項の全部を証明した書面である。ただし、登記記録の乙区に記録されている事項はない。

令和8年4月10日
山口地方法務局周南支局

登記官

野村博子

* 「登記の目的」欄に「相続人申告」と記載されている登記は、所有権の登記名義人（所有者）の相続人からの申出に基づき、登記官が職権で、申出があった相続人の住所・氏名等を付記したものであり、権利関係を公示するものではない。

* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

整理番号 D41973 (6/10)

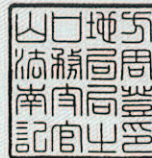


表 題 部 (土地の表示)		調製	余 白	不動産番号	2501010023106
地図番号	(M1)42-1、(M1)42-2、(M1)42-3、(M1)42-4 (V25)13-2	筆界特定	余 白		
所 在	周南市大字富田字草なし			余 白	
	周南市中央町			余 白	
① 地 番	② 地 目	③ 地 積	m ²	原因及びその日付〔登記の日付〕	
2750番3	雑種地	171		2750番2から分筆 〔平成20年9月10日〕	
余 白	余 白	144		③2750番3、2750番9に分筆 〔平成22年1月26日〕	
余 白	余 白	72		③2750番3、2750番11に分筆 〔平成27年6月18日〕	
14番12	宅地	62	40	令和6年8月24日 土地区画整理法による換地処分 〔令和6年8月26日〕	

権 利 部 (甲 区) (所有権に関する事項)			
順位番号	登 記 の 目 的	受付年月日・受付番号	権 利 者 そ の 他 の 事 項
1	所有権移転	昭和56年7月15日 第4570号	原因 昭和56年5月26日売買 所有者 新 南 陽 市 順位1番の登記を転写 平成20年9月10日受付 第13567号



これは登記記録に記録されている事項の全部を証明した書面である。ただし、登記記録の乙区に記録されている事項はない。

令和8年4月10日
山口地方法務局周南支局

登記官

野 村 博 子



* 「登記の目的」欄に「相続人申告」と記載されている登記は、所有権の登記名義人(所有者)の相続人からの申出に基づき、登記官が職権で、申出があった相続人の住所・氏名等を付記したものであり、権利関係を公示するものではない。

* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

整理番号 D41973 (7/10)

1/1

物件写真（中央町14-11、14-12）

<北側から撮影>



<南側から撮影>

